第三条第二十三項を削り、同条第二十二項中「振替地方債」を「特定振替社債等」に、「短期国債等」を「特定振替国債等」に改め、「利付振替国債」の下に「若しくは振替地方債」を加え、「第五条の二第十項」を「第五条の二第十二項」に、「この項、第二十四項及び第二十五項」を「この条」に、「振替国債異動申告書」を「異動申告書」に、「同条第九項」を「法第五条の三第五項において準用する法第五条の二第十一項」に、「同条第十二項」を「同条第十三項」に、「第五条の二第九項」を「第五条の二第十一項」に、「政令」を「財務省令」に、「振替国債非課税適用申告書」を「非課税適用申告書」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十一項の次に次の一項を加える。

22　特定振替機関が法第五条の二第九項の規定により同項に規定する書類の提出を受けたとき又は振替地方債の利子の支払をする者が同条第十項の規定により同項に規定する書類の提出を受けたときは、当該特定振替機関又は振替地方債の利子の支払をする者は、財務省令で定めるところにより、これらの書類を保存しなければならない。

第三条第二十四項中「振替国債非課税適用申告書」を「非課税適用申告書」に、「第二十八項」を「第二十七項」に、「が」を「の」が」に、「振替国債の」を「振替国債若しくは振替地方債の」に、「とき又は」を「とき」に、「振替国債異動申告書」を「異動申告書」に改め、「提出したとき」の下に「又は特定振替機関等若しくは適格外国仲介業者から法第五条の二第九項に規定する非課税区分口座若しくは同条第十項に規定する非課税区分口座の設定を受けたとき」を加え、「法第五条の二第十三項」を「同条第十四項」に改め、同条第二十五項中「振替国債非課税適用申告書」を「非課税適用申告書」に、「振替国債若しくは振替地方債の」に改め、「受けたとき」の下に「（当該適格外国仲介業者から設定を受けている法第五条の二第九項に規定する非課税区分口座又は同条第十項に規定する非課税区分口座において振替国債又は振替地方債の振替記載等を受けたときを除く。）」を加え、「振替国債異動申告書」を「異動申告書」に改め、「提出したとき」の下に「（同条第九項に規定する非課税区分口座又は同条第十項に規定する非課税区分口座の設定を受けている当該適格外国仲介業者に対し異動申告書を提出したときを除く。）」を加え、「法第五条の二第十四項」を「同条第十五項」に、「振替国債に」を「振替国債又は振替地方債に」に改め、同条第二十六項を削り、同条第二十七項中「第五条の二第十四項」を「第五条の二第十五項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十八項中「（第二十六項において準用する場合を含む。）」を削り、「振替国債非課税適用申告書を提出した者又は振替地方債非課税適用申告書」を「非課税適用申告書」に、「第五条の二第十四項」を「第五条の二第十五項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同項の次に次の一項を加える。

28　適格外国仲介業者は、非居住者又は外国法人が有する振替国債又は振替地方債につき法第五条の二第九項に規定する非課税区分口座又は同条第十項に規定する非課税区分口座の設定をする場合には、同条第十六項に規定する財務省令で定める事項を、当該適格外国仲介業者が当該振替国債又は振替地方債の振替記載等を受ける同項に規定する適格口座管理機関（以下第四十四項までにおいて「適格口座管理機関」という。）（当該適格外国仲介業者が同条第五項第七号に規定する外国再間接口座管理機関である場合には、当該振替国債又は振替地方債の振替記載等に係る同項第八号に規定する外国間接口座管理機関が当該振替国債又は振替地方債の振替記載等を受ける適格口座管理機関）に通知しなければならない。

第三条第三十五項及び第三十六項を削り、同条第三十四項中「第五条の二第十六項第三号」を「第五条の二第二十二項第三号」に改め、同項を同条第四十八項とし、同条第三十三項中「第五条の二第十六項第一号」を「第五条の二第二十二項第一号」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条第三十一項及び第三十二項を削り、同条第三十項中「第五条の二第十五項第三号」を「第五条の二第二十一項第三号」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十九項中「第五条の二第十五項第一号」を「第五条の二第二十一項第一号」に改め、同項を同条第四十五項とし、同項の前に次の十六項を加える。

29　適格口座管理機関の営業所等の長は、前項の規定による通知を受けた場合には、当該通知を受けた事項が、第三十四項の規定により作成した同項に規定する非課税適用申告書等の写しに記載された氏名又は名称及び住所その他の財務省令で定める事項と同じであるかどうかを確認しなければならない。

30　適格口座管理機関は、前項の規定により、第二十八項の規定による通知を受けた事項が前項に規定する財務省令で定める事項と同じであることを確認した場合には、その旨を同項の通知に係る適格外国仲介業者に通知し、第三十四項の規定により作成した同項に規定する非課税適用申告書等の写しに、当該通知をした年月日、当該通知の内容その他の財務省令で定める事項を記載しなければならない。

31　適格外国仲介業者は、前項の規定による通知を受けた後でなければ、非居住者又は外国法人が有する振替国債又は振替地方債につき法第五条の二第九項に規定する非課税区分口座又は同条第十項に規定する非課税区分口座の設定をすることができない。

32　適格外国仲介業者が、非居住者又は外国法人が有する振替地方債又は特定振替社債等につき法第五条の二第十項に規定する非課税区分口座又は法第五条の三第五項において準用する法第五条の二第十項に規定する非課税区分口座の設定をしている場合において、当該非居住者又は外国法人が有する振替国債につき法第五条の二第九項に規定する非課税区分口座の設定をしようとするときは、当該設定については、第二十九項の規定による確認及び第三十項の規定による通知は要せず、前項の規定は適用しない。

33　前項の規定は、適格外国仲介業者が、非居住者又は外国法人が有する振替国債又は特定振替社債等につき法第五条の二第九項に規定する非課税区分口座又は法第五条の三第五項において準用する法第五条の二第十項に規定する非課税区分口座の設定をしている場合において、当該非居住者又は外国法人が有する振替地方債につき法第五条の二第十項に規定する非課税区分口座の設定をしようとするときについて準用する。

34　適格口座管理機関は、非課税適用申告書、異動申告書又は法第五条の二第九項若しくは第十項に規定する書類（以下この項において「非課税適用申告書等」という。）を受理した場合には、当該非課税適用申告書等の写し（これに準ずるものを含む。）を作成し、財務省令で定めるところにより、これを保存しなければならない。

35　法第五条の二第十六項に規定する政令で定める方法は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものとする。

36　適格口座管理機関は、財務省令で定めるところにより、その受けた第二十八項の規定による通知が書面による方法で行われた場合には当該書面を保存し、その受けた同項の規定による通知が前項に規定する方法で行われた場合には当該通知がされた事項を同項に規定する電子情報処理組織に係る入出力装置（財務省令で定めるものに限る。）を用いて出力することにより作成した書面又はマイクロフィルムにより保存しなければならない。

37　法第五条の二第十六項の承認を受けようとする者は、名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他財務省令で定める事項を記載した申請書にその者が特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関である旨を特定振替機関が証する書類を添付して、これを振替国債又は振替地方債に係る特定振替機関を経由して国税庁長官に提出しなければならない。

38　第十三項及び第十四項の規定は、前項の申請書の提出があつた場合について、第十五項の規定は、法第五条の二第十八項の規定による承認の取消しの処分を行う場合について、それぞれ準用する。

39　振替国債につき法第五条の二第十六項の承認を受けようとする者が振替地方債につき同項の承認を受け、又は特定振替社債等につき法第五条の三第五項において準用する法第五条の二第十六項の承認を受けている場合における第三十七項の規定の適用については、同項中「特定振替機関が」とあるのは「振替国債に係る特定振替機関が」と、「書類」とあるのは「書類及び振替地方債につき同項の承認を受けていること又は特定振替社債等につき法第五条の三第五項において準用する法第五条の二第十六項の承認を受けていることを証する書類」と、「振替国債又は振替地方債」とあるのは「振替国債」とする。この場合において、同項の申請書の提出があつたときは、その提出の時において法第五条の二第十六項の承認があつたものとみなす。